

## 第1回流山市総合教育会議議事録

- 1 日時 令和元年6月18日(火) 11時00分から11時45分
- 2 場所 庁議室
- 3 委員 井崎市長、後田教育長、杉浦教育長職務代理者、堀内教育委員、宮田教育委員、割田教育委員
- 4 傍聴者 なし
- 5 内容

総合政策部長

みなさま、おはようございます。本日進行役を務めさせていただきます。総合政策部長の須郷と申します。

ただ今から、令和元年度第1回総合教育会議を開催します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項により、総合教育会議は公開が原則ですので、本日の会議は公開で開催します。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、会議の議長であります市長にお願いします。

議事の進行については市長にお願いします。

市長

委員の皆様、おはようございます。

日頃は、本市の教育行政につきまして、多大なる御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

会議に先立ち、教育振興基本計画の素案を拝見しましたが、本市はつくばエクスプレス沿線整備事業に伴い児童・生徒数が増加している中、昨年度の「学力・学習状況調査」につきましては、小学校、中学校ともに、すべての教科において、国・県の平均を上回っていることは、日頃の皆様方の御指導の賜物であり、改めて御協力に敬意を表します。

これからも、未来ある本市の子どもたちのために、協力・連携のもとに進めていければと考えております。

それでは、さっそく本日の議事に入ります。

「次期教育大綱の策定について」を議題とします。事務局から説明願います。

企画政策課長

みなさま、おはようございます。企画政策課長の浅水と申します。さて、「次期教育大綱の策定について」、説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、「市長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な

方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」とされ、同条第2項に基づき、「市長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする。」と規定されているところです。

また、平成26年7月17日号文部科学省初等中等教育局長からの通知では、国の通知でございますが、「地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができるものであり、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと」とされています。

これらを踏まえ、現在の「流山市教育大綱」は、平成28年2月の総合教育会議におきまして、「流山市教育振興基本計画の第1章及び第2章を流山市教育大綱に代える」としたところです。

今般、現在の流山市教育振興基本計画が見直しされることから、「次期教育大綱について」を、総合教育会議において協議するものです。

それでは、「資料1 次期教育大綱の策定について（案）」をご覧ください。

次期教育大綱については、次の理由により、現在、策定を進めております次期「流山市教育振興基本計画」の基本理念にあたる部分をもって、教育大綱に代えることとするというものでございます。

1つ目の理由としては、現在、策定を進めている次期「流山市教育振興基本計画」は、上位計画である現在策定をしております次期総合計画の教育分野及び生涯学習分野の政策・施策と整合を図りながら策定を進めていること。

2つ目の理由としては、次期「流山市教育振興基本計画」は、策定過程において、適宜議会報告を行うほか、流山市市民参加条例に基づきます複数の市民手続を踏まえた策定を予定していることです。

現在、本市におきましては、市の最上位計画である総合計画の見直し作業を行っております。この計画は、市が行う政策の基本になるものでございまして、学校教育や生涯学習の分野の内容についても含まれております。

現在、教育委員会が策定を進めております「流山市教育振興基

本計画」につきましては、先ほどの総合計画の学校教育や生涯学習の分野の政策・施策と整合を図りつつ、「素案」の策定に至った経緯がございますので、次期「流山市教育振興基本計画」の基本理念にあたる部分をもって、本市の教育大綱に代えるという提案でございます。

次期「流山市教育振興基本計画（素案）」の基本理念につきましては、お手元の素案の6ページ、7ページをご覧ください。

内容につきましては、指導課長から説明をお願いします。

指導課長

指導課長の西村です。私からは「流山市教育振興基本計画（素案）の基本理念」について説明させていただきます。

基本理念として6ページの第2章の1節「基本計画の基本理念」と7ページの第2節「施策の体系」が計画の基本理念となります。

第1節では、学校教育においては「学びに向かう力と自立する子どもを育む」を目指し、「生きる力」を育むため児童生徒一人一人が生き生きと学べる豊かな教育活動を実践します。そして、子どもたちの可能性を引き出す教育の実現を目指していきます。また、流山の子どもたちが「自信」と「誇り」を抱いて、いろいろなことに挑戦し、未来に活躍できる子どもが育つよう、流山の教育を推進してまいります。

生涯学習においては、「豊かな心と個性を育てる学習と文化のまちづくり」を目指し、生きがいを育む生涯学習の推進と文化の創造を目指して、「いつでも、どこでも、誰もがができる生涯学習」を進めるため、市民の学習要求に応える機会と場を提供してまいります。そして、地域の環境づくりとともに、文化の継承と醸成のために、事業を推進いたします。

7ページ第2節では、基本計画の基本理念と目標の具現化のために、学校教育・就学前教育の推進においては、9つの重点目標と20の施策を定め、また、生涯学習の推進においては、4つの重点目標と4つの施策を定め、取り組みの方向性を示しております。

また、計画策定にあたり今後PTA連絡協議会での保護者との意見交換会、パブリックコメント、生涯学習審議会等を行い、進めてまいります。

基本理念の説明は以上になります。

市長

ただいま、事務局及び教育委員会から説明のありましたとおり、次期教育大綱については、策定を進めている次期「流山市教育

振興基本計画」の基本理念にあたる部分をもって、教育大綱に代えることとしたいと考えます。

教育振興基本計画は、教育委員会が策定する計画ですが、その策定にあたっては、市の総合計画と十分整合が図られておりますことから、教育振興基本計画については、私としても、十分に尊重してまいりたいと思います。

それでは、本案について、委員のみなさまから御意見を伺いたいと思います。

御意見のある方はどうぞ御発言ください。

堀内委員

先ほどの教育委員会議での私の意見と重なりますが、前回と比べて時代の変化とともに新しく変化しているところが多々あって好感を持っています。

19ページの(1)小中つながりのあるキャリア教育の充実に関して、義務教育段階でできるキャリア支援を十分されていると思います。その点については何の問題もなく感じているのですが、現状の社会情勢をふまえますと、高校進学後の学習の充実あるいは社会人としての生活に困難をきたしていると感じていますので、中3か高校進学までの義務教育期間中に進路を決めていく環境を醸成してほしいと考えております。

昨今問題になっております不登校や高校退学者が多いこと、新卒の社会人の退職率が高いこと、ニートや引きこもりの方が多いという状況を踏まえて、小中学校での生活の中で自分がどんな形で社会の一員として役割をはたしていくのかという自分のキャリアデザインを醸成できるような環境にしていく必要があるのではないかと考えていますので、もう少し文言としては自分の個性を活かした社会人生活が送れるように、個人の興味関心をもとに学びを進めて行ける方向性を示す言葉が必要ではないかと感じます。

市長

小中つながりのあるキャリア教育の中で職場体験というものが出てきますが、学校でお話をいただくようなケースの場合に市民だけではなく、その道のプロに来ていただいて本物の話を聞くというのは刺激になると思うのですが、今どういう風になっているのでしょうか。交通が便利になり、多種多様な産業や形態があるので、小学生が都内の遠くまで職場体験に行くのは安全上難しいですけれども、中学生くらいになると流山市内にある業態業種だけでは子どもの好奇心や関心にこたえきれない場合もあるのではないかとと思うので、とにかく本物とか先端性のものも含めて話を

聞いたり体験できるようになっているのか。なっていないのであればぜひ改善を検討していただきたいと思います。

指導課長

学校によっては特殊な技能を持った方に来ていただいて専門的な講話を聴く学校もあると聞いております。職場体験の受け入れ先は多領域にわたっていますが、市長がおっしゃるように市外も目を向けながら進めてまいりたいと考えております。

小学校においては保護者の勤務先の見学が多いですが、キャリアデザインをどう描くかというところで工夫できる方向で考えたいと思います。

宮田委員

27ページの重点目標7「地域とともに歩む明るく活力ある教育の推進」ということで、私は教育委員になってからよく学校へ伺って校長先生、教頭先生と話すのですが、学校は地域の中に存在していると思いますので、校長先生とか教頭先生は学校の広報マンですよ。うちの学校こんなにいいんだというのを地域の人に知らせるのが校長先生の役目ではないかとも思っています。普段から地域の方々とつながりがあることで職場体験の受け入れ等で生きてくることがありますので、なるべく学校は地域に溶け込んでいくのを主として校長先生、教頭先生は考えてやってくればいいのか。自治会や神社を中心とした集まりも取り込んで、もう少し違った形で学校を広報できたらより学校と地域がうまく行くのではないかなと思います。

私も地元で54年住んでいて常々思っておりますが、元気なお年寄りも多いですから、何らかの形で自分が出た学校に協力したいという方はいっぱいいると思います。地域の人と一緒に考えていくと学校がうまく行くのではないかなと思います。感想でございます。

市長

今の宮田委員の話の中で、流山小学校がうまく行っていると思います。自治会や周辺の企業と協力して流山小学校がされていることを他の学校にも紹介していただければ、いいモデルだと思いますのでぜひ学校教育部の方ではよろしくお願ひしたいと思ひます。

杉浦教育長  
職務代理者

今日の議題の教育振興基本計画の基本理念にあたる部分をもって教育大綱に代えるものとするということについて、私も今までそうでありましたし、市長の方で教育大綱として認めていただけるということであればいいかなと思っております。

改めて確認ですが、先ほど指導課長から第2章の基本理念、6ページからのところを御説明いただいたところですが、今までの教育大綱はこの振興計画の第1章と第2章をもって教育大綱にあてていましたよね。今回は第2章の基本理念というところが教育大綱に該当するという風になっていますが。

指導課長

理念としては2章の1節の部分ですが、第1章の基本計画策定にあたっての背景と趣旨という部分も当然含みます。

杉浦教育長  
職務代理人

今までと同じように第1章と第2章をもって教育大綱という風になると理解してよろしいですか。今日この素案を教育委員会議で議論しましたが先ほども要望しましたが、文言とか内容について今後も教育委員会議で検討させていただければありがたいと思っています。

特に市の総合計画も新たにすると伺っていますので、その中で学校教育の位置づけ、生涯学習の位置づけ等も基本計画の中にも出てくると思いますので、その辺も含めて教育委員会議の中で話し合っていけたらありがたいと思います。

企画政策課長

教育大綱の部分は市長部局の部分も入りますので、私共の方でも御質問にお答えしなければなりませんので改めてになりますが、我々も素案を見せていただいている状況ですが、教育振興基本計画の背景部分というのは、その計画の期間等をうたっている部分でございますので、大綱で一番尊重する部分は2章の理念にあたるだろうということで理念の御説明を行っていただいたところでございます。

具体的に2章という言葉が議題の資料の中に使わなかった理由は、あくまでもこの計画の中で皆様方が議論されている理念の部分を大切にしていくためです。我々が進めております流山市の総合計画もほぼ同じようなスケジュールで進んでいきますので、御指摘や御意見をいただきながら進めてまいります。今のところ我々のところとすると1章2章という部分的なことよりも広くきちんと基本理念を押さえて大綱とするということで行きたいと考えております。

以上でございます。

教育長

教育振興基本計画をこれまでと同様に基本理念等を教育大綱として位置付けていただけるというのはありがたいと思っています。

この中で理念をどのように広げて行くかは私たちの作業になりますので、これからも教育委員会議で様々な議論をしてより良いものができればと。教育大綱と関係ないかもしれませんが、施策に至っては、まだ言葉の表現や内容について検討しなければいけないところがあると思いますので、教育委員会議で議論して行きたいと思います。

市長

それでは他に意見がなければ、「次期教育大綱の策定について」につきましては、本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

市長

ありがとうございます。「次期教育大綱の策定について」につきましては本案のとおりとします。

本日の議題は以上ですけれども、委員の皆様から何かございましたら発言をお願いします。

他にないようですので事務局にお返しします。

総合政策部長

みなさま、お疲れ様でした。

それでは、以上をもって、本日の総合教育会議を終了します。

ありがとうございました。

(閉会 11:45)

